

国立大学法人東京農工大学理事及び副学長に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学理事及び副学長規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置く理事及び副学長の<u>任務</u>について定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(理事の<u>任務</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置く理事及び副学長の<u>任命、職務及び解任</u>について定めるものとする。</p> <p>(理事の<u>任命</u>)</p> <p>第2条 <u>理事は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)(以下「法人法」という。)第12条第7項に規定する者のうちから、学長が任命する。</u></p> <p>2 <u>学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</u></p> <p>(理事の<u>職務</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(理事の<u>解任</u>)</p> <p>第4条 <u>学長は、理事が法人法第16条第1項の規定により理事となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任しなければならない。</u></p> <p>2 <u>学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(副学長の任務)</p> <p>第3条 副学長は、<u>学長の職務を助ける。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 職務上の義務違反があるとき。</u></p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、学長は、理事の職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でない</u>と認めるときは、<u>その理事を解任することができる。</u></p> <p>4 <u>学長は、第1項から第3項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</u></p> <p>(副学長の任命)</p> <p>第5条 <u>副学長は、法人法第12条第7項に規定する者のうちから、学長が任命する。</u></p> <p>(副学長の職務)</p> <p>第6条 <u>副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(副学長の解任)</p> <p>第7条 <u>学長は、副学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他副学長たるに適しないと認めるときは、その副学長を解任することができる。</u></p> <p><u>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 職務上の義務違反があるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に規定するもののほか、職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、その副学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でない</u>と認めると</p>
--	---

<p>(雑則) 第4条 この規程に定めるもののほか、理事及び副学長の<u>任務等</u>について必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>き。</u> (雑則) 第8条 この規程に定めるもののほか、理事及び副学長の<u>職務等</u>について必要な事項は、別に定める。</p>
---	---

附 則 (教規程第2号)  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。